

教育研究費の不正使用撲滅に向けた学長メッセージ

本学では、科研費などの公的な経費を不正に使用し、学生を巻き込み、給与の架空請求及び交通費の虚偽請求、またそれらの還流行為、さらには物品の私物化が行われていたことが令和3年に判明しました。当該教員は、日本学術振興会（JSPS）における科研費の応募資格の停止が10年となり、また、本学では、令和4年9月21日付で、懲戒解雇となりました。

本件において、学生を巻き込んだ研究費の不正使用が行われたことは、教員としてあるまじき行為であり、極めて遺憾であります。

この一人の教員の著しく不適切な行動により、本学の名誉を著しく傷つけ、研究費使用に関しては、国民からの大学に対する信頼を大きく損なう結果となりました。

当該教員においては、研究者としての地位を剥奪されることはもちろんのこと、今まで築き上げた研究業績までも失いかねないものとなりました。

また、この行為により、文部科学省から本学に対して、令和5年度1年間にわたり、不正防止管理体制のモニタリングが実施されています。なお、モニタリングにより不備があると判断された場合は、競争的研究費等の間接経費措置額を削減される場合もあります。

このようなことから、改めて本学としては、二度とこのようなことが発生しないよう、全教職員一人ひとりが不正使用を起こさないよう自覚を持って行動し、部局責任者は、自らが中心となって、部局内の全教職員に対し、コンプライアンス教育及び啓発活動を行っていただき、不正防止対策に取り組むようお願いいたします。

令和5年10月 筑波大学長 永田 恭介